

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 7月8日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための段階的規制緩和計画の変更を以下のとおり発表しました。

●第3段階（準備期）へ移行（7月12日（月）5時より）

アントファガスタ州カラマ市、マリア・エレナ市

バルパライソ州キジョタ市、キルプエ市、サント・ドミンゴ市、ラ・クルス市、イフェラス市

リベルタドール・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州キンタ・デ・ティルココ市、ピラシージャ市、チンバロンゴ市

マウレ州タルカ市、ロメラル市、サン・ハビエル市

ニューブレ州サン・イグナシオ市

ビオビオ州サン・ペドロ・デ・ラ・パス市、ウアルペン市

アラウカニア州クンコ市

ロス・ラゴス州フルティジャール市、ジャンキウエ市、プエルト・バラス市、プエルト・オクカイ市、チョンチ市、アングド市、ケムチ市

アイセン州リオ・イバニェス市

●第2段階（移行期）へ移行（7月12日（月）5時より）

バルパライソ州サン・アントニオ市、カルタヘナ市、サン・エステバン市、ラ・リグア市、リンコナダ市

マウレ州コルブン市

ビオビオ州クラニラウエ市

●第2段階（移行期）へ後退（7月10日（土）5時より）

ビオビオ州キジェコ市、コントウルモ市

2 また、保健省は段階的規制緩和計画（Plan Paso a Paso）及び夜間外出禁止令の新規則（7月15日午前5時より運用）を発表しました。詳細は専用サイト（<https://www.gob.cl/coronavirus/pasoapaso#plan2021/>）に記載されており、ポイントは以下のとおりです。

●Pase de movilidad（移動許可証）所持者を対象とした各段階での活動における行動や人数制限の一部緩和

●夜間外出禁止令の変更（州毎に設定）

・州内のワクチン接種対象人口のうち80%以上が接種スキーム（2回の接種（カンシノ社ワクチンは1回）を終えてから14日を経過）を完了し、かつ1

0万人辺りの感染件数の割合が150未満である場合：午前0時から午前5時まで

・それ以外の場合：午後10時から翌午前5時まで

3 7月8日時点で、チリ国内では1,579,591名（死亡者33,514名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・新型コロナウイルスワクチン接種計画

<https://www.gob.cl/yomevacuno/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html